

隔月発行【むりぶし】

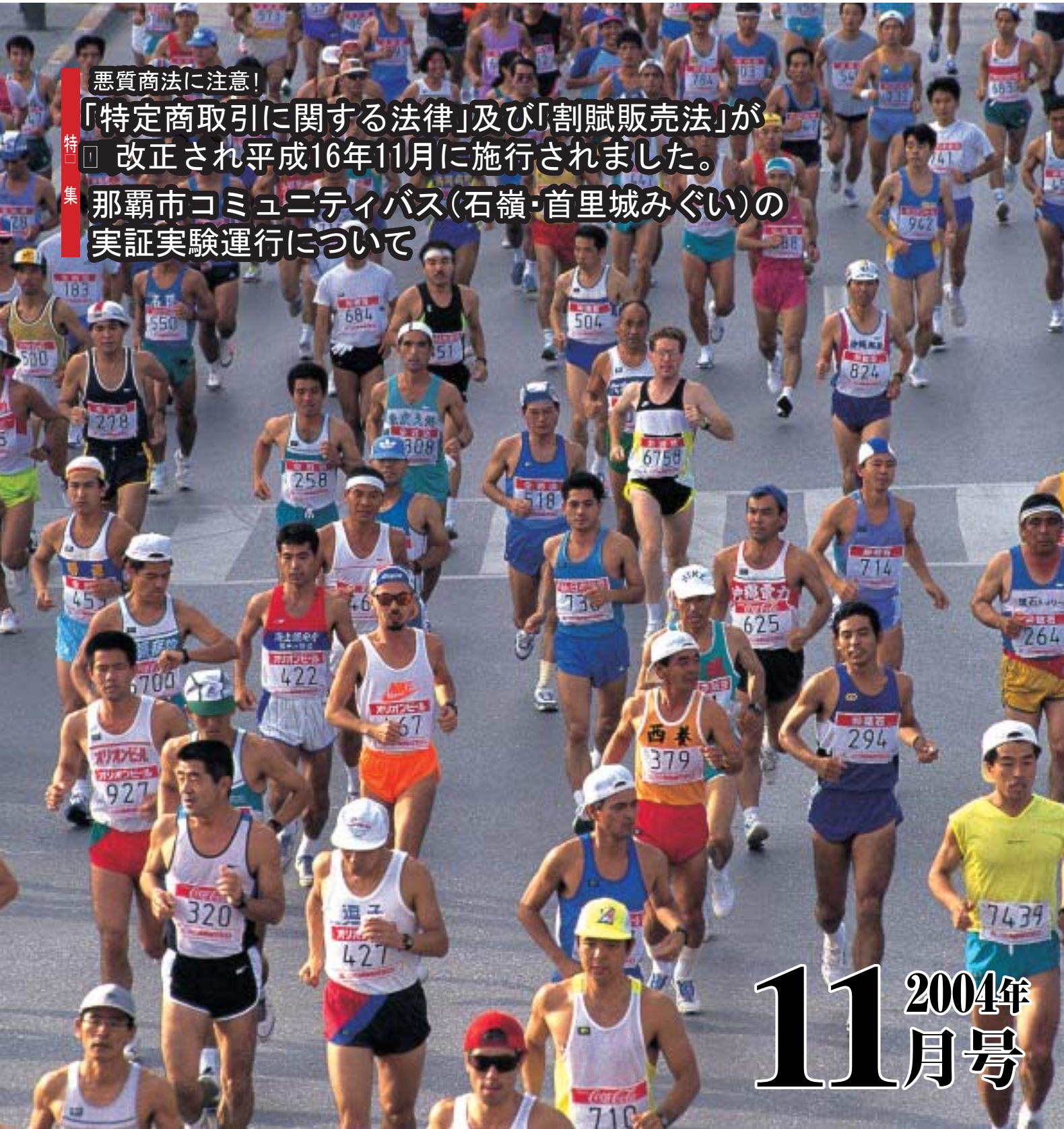
Muribushi 群星

沖縄総合事務局 局報/第296号

悪質商法に注意!

特集 「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」が
改正され平成16年11月に施行されました。

那覇市コミュニティバス(石嶺・首里城みぐい)の
実証実験運行について



11 2004年
月号

CONTENTS
目次

特集
Special Edition

就任ご挨拶



沖縄及び北方対策担当大臣 小池百合子

このたび、沖縄及び北方対策担当大臣に就任しました。沖縄が新たな発展の基礎を築いていく重要な時期に担当大臣に就任したことは、大変光栄であり、また、その責任の重さに身の引き締まる思いがします。

沖縄が本土に復帰して以来、政府は三次にわたり振興開発計画を策定し、社会資本の整備を中心とした一層の取組が極めて重要です。沖縄の更なる県民各位の御努力と相まって、沖縄は着実に発展を遂げてきました。一方で、今日なお沖縄の社会経済は厳しい状況にあり、自立型経済の構築に向けた一層の取組が極めて重要です。沖縄の更なる発展に向けて、沖縄振興特別措置法、沖縄振興計画に沿って観光、情報通信、農林水産業等の各種産業の一層の振興、それを支える人材の育成や科学技術の振興など、地元と一体となって積極的に取り組んでいきます。また、離島それぞれの特色

を活かし、その振興が図られるよう、地元の取組をバックアップしていきたいと考えています。さらに、沖縄の美しい自然は、沖縄振興においても貴重な資源であり、その保全と活用に十分配慮し、環境と経済の統合に努めたいと思います。

最近の沖縄は明るい話題がたくさんあります。全国ネットでも沖縄を取り上げた番組が数多く放送されていることや、芸能やスポーツなど各分野で沖縄の若者の活躍などにより、沖縄の文化、物産、島々の魅力が全国に知られるようになります。その魅力を求めて、昨年は五百万人を超える観光客が沖縄を訪れ、今年も昨年を上回る勢いと聞いています。情報通信産業は平成八年から現在に至るまで、沖縄において約八十社のIT企業が新規立地し、七千三百人を超える新規雇用が創出されています。ウコンの粒の加工、もろみ酢の製造といった健康バイオ産業は、過去七年間で産業規模が五倍を上回る増を示し、新しい基幹産業として発展する可能性が見えてきました。農林水産業についても、ゴーヤー、ウコン、モズクなど沖縄県産品への関心の高まりには目を見張るものがあります。このような明るい兆しをより確かなものにするためにも、今後、ますます沖縄の特性や優位性を最大限に発揮していくことが重要だと思います。

沖縄科学技術大学院大学（仮称）設立構想は、沖縄の地理的優位性や地域特性を活かした今後の構想の推進に当たっては、これまで、関係閣僚による会合や「ボード・オブ・ガバナーズ会合」

仕事の窓 Business Report

- 10 【総務部】十一月は下請取引適正化推進月間です。
- 11 【財務部】「行政財産等の使用状況実態調査のフォローアップ結果」及び「未利用国有地等の総点検結果」について
- 12 【財務部】管内経済情勢報告
- 13 【農林水産部】国営羽地大川地区 真喜屋ダム定礎式挙行
- 14 【農林水産部】ダムの永久堅固と安泰を祈願
- 15 【経済産業部】知的財産権セミナーを「活用ください」
- 16 【経済産業部】「緊急防災フォーラム」沖縄開催
- 17 【運輸部】「観光交流空間づくりモデル事業」に「宮古広域」が選定されました。
- 18 【運輸部】「観光交流空間づくりモデル事業」に「宮古広域」が選定されました。
- 19 【総務部】小池百合子 沖縄及び北方対策担当大臣 国有地一般競争入札実施中
- 20 【農林水産部】佐良浜漁港 伊良部町に浮桟橋が完成
- 【経済産業部】3R推進月間ににおける実施事業について
- 【開発建設部】平成十六年度 全国道路標識週間の実施
- 【運輸部】平成十六年度 船員労働安全衛生月間の実施

21 お知らせ【INFORMATION】



表紙解説



【那覇マラソン】

毎年12月第1日曜日に那覇市奥武山公園を出発点に、南部6市町村を回る市民マラソンです。1985年に「太陽と海とジョガーの祭典」としてスタートし、今年で20回目の記念大会となります。回を重ねるごとに参加者が増え、最近は2万人を超える国内を代表する一大スポーツイベントとなっています。

沖縄の魚 シリーズ① イノーの魚



ニセネットイズメダイ



キンセンイシモチ



ヘコアユ

1 就任ご挨拶 沖縄及び北方対策担当大臣 小池百合子

2 大臣、副大臣及び大臣政務官のプロフィール

3 【内閣府】沖縄における情報通信産業の振興に向けた取組

4 【その1】経済産業部

「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」が改正され、平成十六年十一月に施行されました。

8 【その2】運輸部

那覇市「ミヨニティバス」（石嶺・首里城みらい）の実証実験運行について

10 【総務部】十一月は下請取引適正化推進月間です。

11 【財務部】「行政財産等の使用状況実態調査のフォローアップ結果」及び「未利用国有地等の総点検結果」について

12 【財務部】管内経済情勢報告

13 【農林水産部】国営羽地大川地区 真喜屋ダム定礎式挙行

14 【農林水産部】ダムの永久堅固と安泰を祈願

15 【経済産業部】知的財産権セミナーを「活用ください」

16 【経済産業部】「緊急防災フォーラム」沖縄開催

17 【運輸部】「観光交流空間づくりモデル事業」に「宮古広域」が選定されました。

18 【運輸部】「観光交流空間づくりモデル事業」に「宮古広域」が選定されました。

19 【総務部】小池百合子 沖縄及び北方対策担当大臣 国有地一般競争入札実施中

20 【農林水産部】佐良浜漁港 伊良部町に浮桟橋が完成

【経済産業部】3R推進月間ににおける実施事業について

【開発建設部】平成十六年度 全国道路標識週間の実施

【運輸部】平成十六年度 船員労働安全衛生月間の実施

大臣、副大臣及び大臣政務官のプロフィール

沖縄及び北方対策担当大臣に

小池百合子氏が就任



内閣府副大臣に

七条明氏が就任



内閣府大臣政務官に

西銘順志郎氏が就任



Profile

平成十六年九月二十七日付で沖縄及び北方対策担当大臣に小池百合子氏が就任された。

平成四年参議院議員選挙で初当選。平成五年衆議院議員選挙で当選。同年総務政務次官、平成九年衆議院科学技術常任委員長、平成十一年経済企画総括政務次官、平成十五年衆議院経済産業委員会委員・外務委員会委員、同年環境大臣等を歴任後現在に至る。

兵庫県出身

平成十六年九月二十九日付で内閣府副大臣（沖縄及び北方対策担当）に七条明氏が就任された。

平成八年衆議院運営委員会議事進行係、平成十二年大蔵政務次官、平成十四年衆議院財務金融委員会理事、平成十五年財務大臣政務官等を歴任後現在に至る。

平成十六年九月三十日付で内閣府大臣政務官（沖縄及び北方対策担当）に西銘順志郎氏が就任された。

平成十三年参議院議員選挙で初当選。平成十五年参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会理事、参議院内閣委員会理事等を歴任後現在に至る。

沖縄県出身

徳島県出身

沖縄県出身



沖縄における情報通信産業の振興に向けた取組

（一）税制措置
沖縄に新たに立地し、一定の条件を満たすＩＴ関連企業は、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。具体的には、那覇市、浦添市、名護市等県内十四の対象市町村では「情報通信産業振興地域」制度が設けられており、機械・装置、建物等の投資税額控除を受けることができます。また、沖縄振興特別措置法により設けられた情報通信産業特別地区（情報特区）制度で、ＩＴ関連企業の立地・集積を促進するため、那覇市、浦添市、名護市等県内十四の対象市町村では「情報通信産業振興地域」制度が設けられており、機械・装置、建物等の投資税額控除を受けることができます。また、沖縄振興特別措置法により設けられた情報通信産業振興地域制度において、新設後十年間の法人税が三十五%軽減されます（「情報通信産業振興地域」制度における投資税額控除との選択適用）。

（二）ＩＴ関連施設の整備
県外からＩＴ関連企業の立地・集積を図る方で、県内企業に対しては、企業活動の抜本的な合理化や収益の拡大、新事業の創出につながる戦略的な電子商取引の先進事例となるプロジェクトの支援も行っています。このプロジェクトの成果が広く浸透することにより、沖縄における経済活動の活性化が図られるとともに、ＩＴ人材層を形成する事業も行っています。

（三）ＩＴ利活用の促進
このようないくつかの施策の効果により、沖縄におけるＩＴ産業は着実な成果として現れています。例えば、沖縄はＩＴのフロントランナーとまで呼ばれるようになります。しかしながら、沖縄は依然として全国最悪の失業率を抱えています。このプロジェクトの成果が広く浸透することにより、沖縄における経済活動の活性化が図られるとともに、ＩＴ人材層を形成する事業も行っています。

（四）ＩＴ利活用の促進
県外からＩＴ関連企業の立地・集積を図る方で、県内企業に対しては、企業活動の抜本的な合理化や収益の拡大、新事業の創出につながる戦略的な電子商取引の先進事例となるプロジェクトの支援も行っています。このプロジェクトの成果が広く浸透することにより、沖縄における経済活動の活性化が図られるとともに、ＩＴ人材層を形成する事業も行っています。



野村證券(株)ほっとダイレクト部

1 沖縄の情報通信産業の現状

沖縄では、遠隔性、島嶼性等の地理的不利性のため、需要地立地や流通チャネルの強みを原則とする従来型の製造業の立地が難しい状況です。しかしながら、情報通信産業（以下、「IT産業」という。）は、他の産業に比べて立地場所を選ばず、地理的不利性を克服できること、

情報通信産業の振興は、沖縄振興特別措置法において、沖縄の自立型経済の構築に向けた重要な柱として位置づけられており、内閣府では、沖縄振興計画に沿って、沖縄県や市町村と一緒に、そのIT産業の振興に向けた取組についていくつか紹介します。

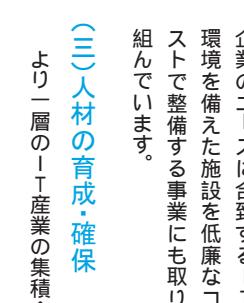
内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室

沖縄には、IT産業を支える若年労働者が豊富であること、クリエイティブな活動を促す自然環境が存在すること等、沖縄の特性・優位性を活かせる産業として、更なる発展が期待されています。

内閣府では、IT産業の振興を支援するため、沖縄県や市町村と一致協力して様々な施策を展開してきました。その結果、IT産業は、観光・リゾート産業に次ぐ沖縄の新たな基幹産業に成長し、沖縄の経済と雇用を支える重要な役割を担っています。例えば、コールセンターを中心にして、関連企業の立地が着実に進展し、平成八年以降、県外から約八十分の企業が沖縄に進出し、これにより、若年者を中心に七千三百人を超える新規雇用の創出が実現しています。

2 これまでの施策

IT産業の一層の振興・集積を図るため、これまでに税制措置やIT関連施設の整備等の様々な施策が実施されています。主な施策は次のとおりです。



宜野座村サーバーファーム

3 今後の取組

このようないくつかの施策の効果により、沖縄におけるIT産業は着実な成果として現れています。沖縄はITのフロントランナーとまで呼ばれるようになります。しかしながら、沖縄は依然として全国最悪の失業率を抱えています。このプロジェクトの成果が広く浸透することにより、沖縄における経済活動の活性化が図られるとともに、IT人材層を形成する事業も行っています。

注意！ 惡質商法に

「特定商取引に関する法律」及び
平成十六年十一月に施行されました。



様々な手口でせまつてくる惡質商法に対応するため、特定商取引法が改正され、事業者に対する規制強化と消費者を救済するための民事ルールが拡充されました。

1 法改正の背景と目的

近年、高齢者等を狙った点検商法や若者等を狙ったアポイントメント・セールスなど販売目的を隠して消費者に接近し、商品の販売等を行う悪質商法による消費者トラブルが増加しています。

また、消費者取引に関する苦情相談は年々増加している状況にあり、平成十四年度には、国民生活センターに約八十七万件寄せられています。その中で、経済産業省が所管する「特定商取引に関する法律」(以下、「特定商取引法」という)の規制対象である六つの取引形態に関するものが約五十七万件あり、全体の六割以上を

占めていて、早急な対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、経済産業省では「特定商取引法」及び「割賦販売法」を改正し、以下のとおり悪質事業者に対する規制強化と消費者被害の予防・救済のための民事ルールを拡充しました。

2 法律改正の概要

1 行政規制の強化 (1) 勘誘目的の明示の義務付け

近年、訪問販売において、無料点

検です「などと告げて消費者宅にあがりこみ、点検後に嘘を告げるなどして不安感をあおって高額な工事を勧める点検商法によるトラブルが増加しています。また、取引の内容が複

雑な連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引では、将来性のあるビジネスセミナー等をうたって消費者を引きつけ、得られる利益をこと更に強調して勧誘が開始されるなど、高額



点検商法「無料点検です」などと言って家にあがりこみ、点検した後、不安感をあおって高額な工事や商品を契約させられたが、法外な費用をとられただけでなく、そもそも工事の必要はなかった(屋根工事、床下換気扇、除湿器、浄水器)。

2 販売目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘い込んだ上での勧誘の禁止

の商品購入等の負担があることを十分に認識できないままビジネスを始めてしまい、トラブルに遭うケースが見受けられます。

このような悪質商法による被害を防止するため、勧誘しようとする場合は、事業者にその勧誘に先立つて、勧誘目的があることを消費者に明示することを義務付けることとしました。

対象取引
訪問販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引

近年、電話等で「海外旅行が当たりました」とか、「嘘の口実で消費者を公衆の出入りしない場所(ホテルのセミナー会場等)に誘い込み、高額な商品などの販売を行うアポイントメント・セールス等によるトラブルが増加しています。このような悪質商法による被害を防止するため、販売目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘い込んだ消費者に対する勧誘を禁止することとしました。

対象取引
訪問販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引



アポイントメントセールス「会員になって商品を売れば高額所得をとめられないなど、得られる利益をさらに強調して販売組織に加入させられ、多額の販売用商品を購入した。その後、友人等を勧説するが、思惑通りに商品は売れず大量の在庫を抱え、知人との人間関係も壊れてしまった。やめようと思ったが、業者は商品の返品にも応じない。」

3 不実告知に係る重要な事項の明確化

特定商取引法では、勧誘に際して「重要な事項」について不実のことを告げる行為は禁止されており、違反すれば二年以下の懲役等の罰則を受けることがあります。この不実告知があることがあります。この不実告知の対象となる「重要な事項」を詳細に規定して構成要件の明確化を図ることとしました。

対象取引

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供

の価格・数量等といった重要な事項をわざと告げない悪質な商法に対し、そのような行為を罰則担保により禁止することとしました。違反すれば、不実告知と同じく二年以下の懲役等の罰則を受けることがあります。



旅行券が当たりました。
先着百名にお配りしてありますので取りに来てください。



アポイントメントセールス 電話などで、「海外旅行が当たった」など嘘の口実で、若者等を一般の人に入れ込まない場所(ホテルのセミナー会場等)に呼び出して高額な商品などの販売を行う。

4 重要な事項の故意の不告知

勧誘に際して、役務の内容や商品



対象取引

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供

の価格・数量等といった重要な事項をわざと告げない悪質な商法に対し、そのような行為を罰則担保により禁止することとしました。違反すれば、不実告知と同じく二年以下の懲役等の罰則を受けることがあります。

アポイントメントセールス「会員になって商品を売れば高額所得をとめられないなど、得られる利益をさらに強調して販売組織に加入させられ、多額の販売用商品を購入した。その後、友人等を勧説するが、思惑通りに商品は売れず大量の在庫を抱え、知人との人間関係も壊れてしまった。やめようと思ったが、業者は商品の返品にも応じない。」

5 合理的な根拠を示す資料の提出

訪問販売や通信販売等で商品・服務の効能・効果等に関して、虚偽・誇大な勧誘や広告によって消費者がトラブルに遭うケースが見受けられます。このような悪質商法による被害を防止するため、虚偽・誇大な勧誘や広告を行っている疑いのある事業者に対して「効能・効果」等の裏付けと合理的な根拠資料の提出を求められるよう措置するとともに、当該資料が提出されない場合には、当該事業者が虚偽・誇大な勧誘や広告の違法行為を行っているとみなして、改善指導や業務停止命令といった行政処分の対象となることとしました。

訪問販売や通信販売等で商品・服務の効能・効果等に関して、虚偽・誇大な勧誘や広告を行っている疑いのある事業者に対して「効能・効果」等の裏付けと合理的な根拠資料の提出を求められるよう措置するとともに、当該資料が提出されない場合には、当該事業者が虚偽・誇大な勧誘や広告の違法行為を行っているとみなして、改善指導や業務停止命令といった行政処分の対象となることとしました。

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引

6 報告徴収・立入検査の対象の拡大

業務提供誘引販売取引における業務提供事業者や、特定継続的役務提供における関連商品販売業者等は、特定商取引法に基づく規制対象事業者ではないものの、これらの者の関与がなくては当該取引自体が成立しない場合もあるため、規制対象事業者と密接な関係を有する一定の事業者に対して、報告徴収及び立入検査を取り消せない場合でも、その契約を取消して、商品の購入等の義務から解放されることが出来ることとしました。

2 不実告知、重要事項の故意の不告知があつた場合の契約の意思表示の取消し

特定商取引法において禁止されている不実告知や重要事項の故意の不告知を受け、それによって誤認し、契約を結んでしまった消費者は、民法の詐欺や消費者契約法によってはその契約を取り消せない場合でも、その契約を取消して、商品の購入等の義務から解放されることが出来ることとしました。

3 中途解約・返品ルール

訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引

連鎖販売契約を結び、入会したものの、結局商品を売る事ができず、大量の在庫を抱えさせられてしまつたトラブルが増加しています。このような被害を受けた消費者の救済を図るため、(ア)連鎖販売契約を結んで組織に入会した個人は、いつでもその連鎖販売契約を解約して組織から退会できることとし、(イ)そのようにして退会した個人は、入会後一年以内であること等の一定の条件下、抱えてしまつた在庫を返品して適正な額の返金を受けることができることがとしました。

対象取引

連鎖販売取引

施成閣議決定
行立四月二十八日
十一月十一日

(三)改正の経緯

割賦販売(代金を分割払いにして商品を販売する取引)等の制度の健全な発達を図るために必要な規制等を行うことにより、購入者等(消費者)の利益を保護するための法律です。

(二)特定商取引法とは?

クレジット(分割払い)を利用して訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律です。

参考

4 抗弁権の接続
クレジット(分割払い)を利用して結んだ連鎖販売契約を上記等により取消し・解約した場合に、その消費者が、クレジット会社からの代金の請求も拒絶できるようになります。(割賦販売法による対応)

対象取引 連鎖販売取引

■本法律の対象となっている取引類型

訪問販売	自宅への訪問販売、アポイントメント・セールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売)
電話勧誘販売	電話で勧誘し、申込を受ける販売
通信販売	新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚情報サービス、パソコン教室など、長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引
連鎖販売取引 (いわゆるマルチ商法)	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・約務の販売
業務提供誘引販売取引 (いわゆる内職・モニター商法)	「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事に必要であるとして、商品等を買わせ金銭負担を負わせる取引

上記に心当たりのある契約をしてしまったけど解約したい。

そんなときは… **クーリング・オフ**

クーリング・オフとは、契約後一定の期間(内職商法、マルチ商法は20日以内、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供は8日以内)、冷静に再考して無条件で解約できる機会を消費者に与える制度です。

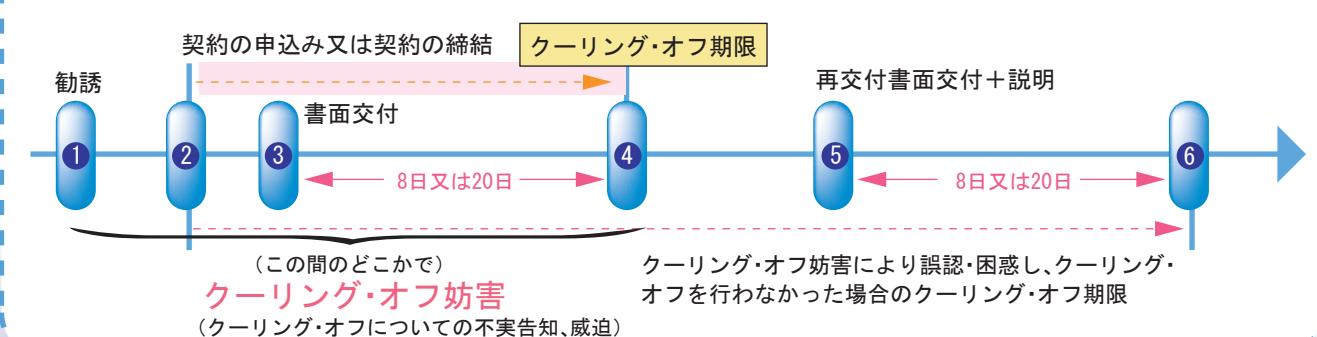
お問い合わせ先 沖縄総合事務局経済産業部商務通商課 ☎ 098-864-2321

ご存知ですか?



内職商法 自宅に電話がきて「内職の仕事を紹介してあげる」と勧誘され、仕事に必要と言ってパソコンや教材を購入したが、仕事を紹介してくれず、高額なローンだけ支払うことになった。

クーリング・オフ妨害時のクーリング・オフ期限の延長について



査を行ひ得ることとするなどの措置を講じました。

このような被害を受けた消費者の救済を図るため、事業者が消費者からのクーリング・オフを妨害するため不実告知又は威迫を行い、消費者が誤認又は困惑してクーリング・オフを行わなかつた場合には、消費者はその事業者からもう一度クーリング・オフ出来る旨を記載した書面を受領した日から、法律所定の期間(八日又は二十日)を経過するまで、クーリング・オフできることとしました。

1 クーリング・オフ妨害があつた場合のクーリング・オフの期間の延長

消費者に対して、「特別な契約なのでクーリング・オフできない」と嘘を言つなどして、事業者がクーリング・オフを妨害する特別な契約なのでクーリング・オフをしないと嘘を言つなどして、事業者がクーリング・オフを妨害する

このような被害を受けた消費者の救済を図るため、事業者が消費者からのクーリング・オフを妨害するため不実告知又は威迫を行い、消費者が誤認又は困惑してクーリング・オフを行わなかつた場合には、消費者はその事業者からもう一度クーリング・オフ出来る旨を記載した書面を受領した日から、法律所定の期間(八日又は二十日)を経過するまで、クーリング・オフできることとしました。

2 民事ルールの整備

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引

那覇市コミュニティバス(石嶺・首里城みぐい)の実証実験運行について



●事業の内容

事業名	事業内容	補助率 (原則として国と地方の協調補助)
1 オムニバスタウン 整備総合対策事業	オムニバスタウン計画を策定し、これに基づいて事業を実施する場合、必要な調査、施設整備等事業全体に対して補助	1/3 ただし、調査に要する事業費については1/2とする
2 交通対策システム 対策事業	パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール(バス路線導入型)、コミュニティバス、シャトルバス、共同輸配送システム及びITS等先駆的システムの整備に対して	1/4
3 個別対象事業	ターミナル等施設整備、バス走行環境改善システムの整備、超低床ノンステップバス導入、バス利用促進等啓発活動等の施設整備等に対して補助	1/5 ただし、超低床ノンステップバスを導入する事業であって、補助年度の前年度の乗合旅客輸送部門で経常損失を生じている者の申請に係る補助率は1/4とする。安全性及び利便性の向上に特に配慮したバスターミナルの整備に係る補助率は1/3とする。
4 調査事業、実証実験 実証運行事業 ①調査事業	パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール(バス路線導入型)、コミュニティバス、シャトルバス及び共同輸配送システムについての計画策定のための調査に要す	1/2
②実証実験・実証	パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール(バス路線導入型)、コミュニティバス、シャトルバス及び共同輸配送システムについて、実証実験又は実証運行を行うことにより、当該施策の円滑な推進を図る事業に対して補助	1/2 (実証運行については、赤字かつ年間補助限度額が1,000万円が限度)

- 1 実証実験の概要**
- 実証実験期間：平成十六年八月十日から平成十七年二月上旬
- 2 運行時間：午前六時三十分～午後九時
- 3 ルート延長：十一・六Km
- 4 運行間隔：十五（二十五分間隔
- 5 運行回数：四十八回/日
- 6 運賃：百円
- 7 使用車両台数：四台(マイクロバス)
- 2 実証実験の目的及び実施効果**
- 1 実証実験によって自家用車数の減少と交通渋滞の緩和を図り、市民の安全を確保することで交通事故防止に寄与する。
- 2 石嶺団地一帯と首里駅及び首里寒川町一帯と首里駅間の公共交通空白地帯を解消し、交通弱者の利便性の向上を図る。
- 3 首里駅と首里城、大型宿泊施設を結ぶ観光客の利便性の向上を図る。
- 4 モノレール駅と結節することにより、バス、モノレール等の公共交通機関の利用促進を図る。

1 実証実験の概要

バス利用促進等総合対策事業

【事業の趣旨】

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題ですが、自動車交通の安全は、交通需要や交通の円滑性と密接な関連を有するものです。このため、車両点検・整備講習等の自動車の事故防止対策と合わせて、運行間隔などの情報を収集・分析し、バス事業者による本格運行に向けての可能性を検討して行くこととしています。

沖縄県における陸上交通は、自動車に依存しており、那覇市を中心とする都市部においては、交通渋滞等が大きな社会問題となっています。このため、沖縄総合事務局と那覇市においては、国土交通省の都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業の補助制度を利用して、バス路線のない地域(いわゆる公共交通空白地帯)と首里を訪れる観光客の皆さんの交通の利便性の向上と、昨年8月に開通した沖縄都市モノレール(ゆいレール)首里駅とバスを結節することで公共交通機関の利用促進を図ることを目的に実験を行っています。

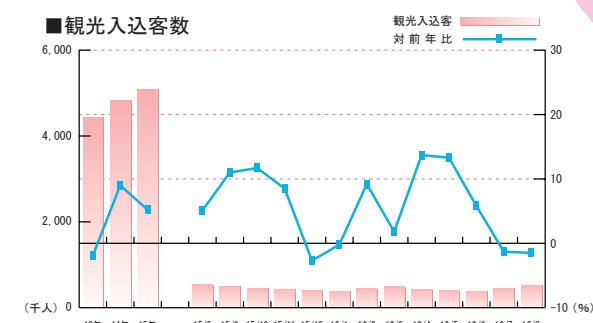
今回の実験では、運賃をワンコイン100円に設定し、バスの乗客数や運行ルート、運行間隔などの情報を収集・分析し、バス事業者による本格運行に向けての可能性を検討して行くこととしています。



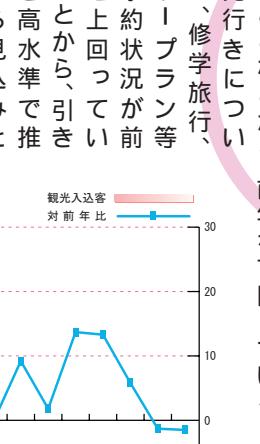


觀光

観 光	経済動向
● 平成16年10月 台風の影響などがあら れるものの高水準を維持	 (不 変)
● 平成16年7月 高水準で維持	



どがみられるものの、引き続きフリーープランが人気となっており、高水準を維持している。なお、主要ホテルの客室稼働率は、ホテルの新設が相次いだことによる宿泊客の分散などから低下している。一方、客室単価は、値戻しの動きが続いている、前年を上回っている。観光関連施設の入場者数は、美ら海水族館のオープン効果が一巡したことなどから、前年を下回っている。先行きについては、修学旅行、フリーープラン等の予約状況が前年を上回つていいことから、引き続き高水準で推移する見込みとなっている。

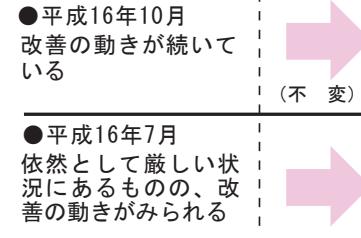


月	対前年比 (%)
11/11	10
11/12	-5
12/1	1
12/2	12
1/1	1
2/1	1
3/1	-5
4/1	18
5/1	18
6/1	8
7/1	2
8/1	1



雇用情勢

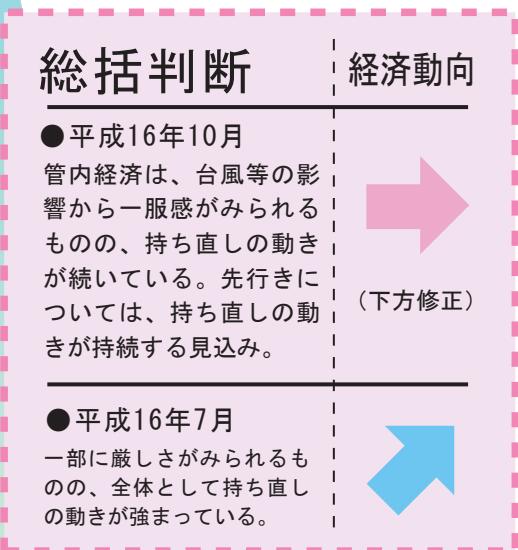
雇用情勢	経済動向
●平成16年10月 改善の動きが続いている	(不变)
●平成16年7月	



雇用情勢をみると、有効求人倍率は緩やかにがらも改善の動きが続いている。

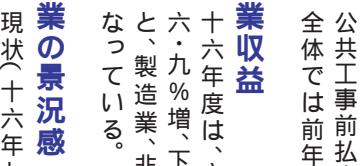
新規求人件数、県外からの受求人件数は引き続き増加しており、就職件数も増加している。

このように、改善の動きが続いている。



住宅建設

企業収益 公共工事前払
全体では前年
十六年度は、六・九%増、下
と、製造業、非
なつて いる。



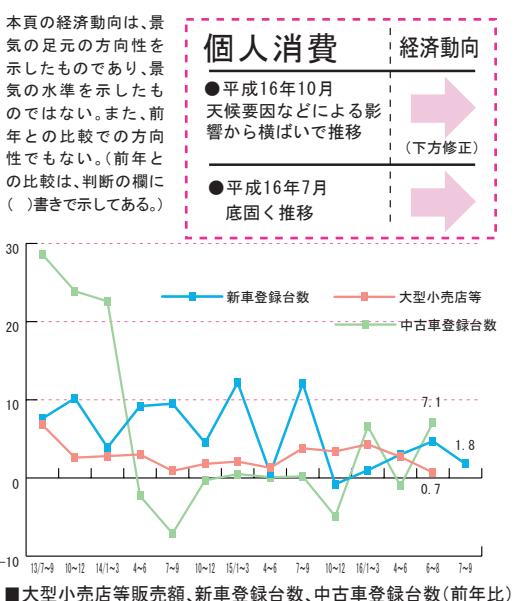
十六年度は、十二・六%の増加見通し（上期〇・五%増、下期二十三・八%増）。業種別にみると、製造業は減少見通し、非製造業は増加見通しとなつてゐる。



管内経済は、台風等の影響から一服感がみられるものの、持ち直しの動きが続いている。先行きについては、持ち直しの動きが持続する見込み。



生産活動は盛り上がりに欠け、個人消費は天候要因などによる影響から横ばいで推移し、雇用情勢は改善の動きが続いており、観光は台風の影響などがみられるものの高水準を維持している。先行きについては、観光が高水準で推移し、個人消費は底堅く推移すると見込まれることから、持ち直しの動きが持続する見込み。



個人消費 経済動向

●平成16年10月
天候要因などによる影響から横ばいで推移
(下方修正)

●平成16年7月
底堅く推移

期間	新車登録台数	大型小売店等	中古車登録台数
13/7~9	8.5	5.5	29.0
10~12	11.0	3.5	24.0
14/1~3	10.0	3.0	23.0
4~6	11.0	3.5	1.0
7~9	10.5	2.0	-10.0
10~12	5.0	2.0	1.0
15/1~3	13.0	2.5	1.0
4~6	1.5	2.5	1.0
7~9	13.0	4.0	1.0
10~12	0.5	4.0	1.0
16/1~3	1.5	4.5	7.1
4~6	2.0	4.0	0.7
7~9	7.0	1.8	-

大型小売店等販売額、新車登録台数、中古車登録台数(前年比)

耐久消費財では、家電量販店は、エアコンが昨年の猛暑の反動により低調なことなどから、前年を下回っている。自動車販売は、新車販売が、普通乗用車や軽乗用車が好調なことから、前年を上回っている。中古車販売は、堅調に推移している。このように、個人消費は、全体としてみれば、天候要因などによる影響から、横ばいで推移している。

先行きについては、主要スーパーの飲食料品やコンビニエンスストアが引き続き堅調なことや台風シーズンが終了することから、当面、底堅く推移するものと見込まれる。



生産

牛 産 | 経済動向

- 平成16年10月
一部に動きがみられるもの、
盛り上がりに欠ける
- 平成16年7月
盛り上がりなし

●平成16年7月
持ち直しの兆し

年を下回っている。 また、食料品では、泡盛は好調に推移し、 パンも順調なも	のの、清涼飲料。 嗜好飲料などが 天候要因もあつ て低調なことから、 全体では前年を
下回っている。 このように、 生産活動は一部 に動きがみられ るもの、盛り 上がりを欠いて	天候要因もあつ て低調なことから、 全体では前年を
<p>生 産</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●平成16年10月 一部に動きがみられるもの、 盛り上がりに欠ける ●平成16年7月 持ち直しの兆し 	<p>経済動向</p> <hr/>  (下方修正) 



礎石の搬入

農業の振興、営農対策との連携により赤土流出を防止し地域の環境保全を図るという本事業の目的やダム建設にかかる用地の提供関係者へのお礼などが述べられました。

その後、江上羽地大川農業水利事業所長により本事業の必要性、昭和五十二年調査着手、昭和六十年の事業着手、平成三年度からの真喜屋ダムの付替道路工事着手といった真喜屋ダム建設工事の経過や、平成十八年度試験湛水、平成十九年三月の事業完了など予定の説明がありました。

稻嶺沖縄県知事や岸本名護市長の祝辞では、



沖縄総合事務局長式辞

当地域における農業や農業振興は必要となる基盤整備の重要性、基盤整備の一環として安定的な農業用水の確保供給を行う本事業への期待が述べられました。

続いて、内閣府沖縄振興局、農林水産省農村振興局からの祝電の披露や施工業者による工事安全宣言が行われた後、定礎の儀へと式典が進みました。

定礎の儀では地元真喜屋・稻嶺区の獅子舞などの先導により事業所職員と施工業者が約百kgに及ぶ黒御影石製の礎石を搬入した後、定礎石を据える鎮定の儀、定礎石を安定させる斎槌の儀、定礎石を埋める埋納の儀、締固めが名護市長、今帰仁村長ほか関係者により、厳かに執り行われました。

その後、重機による盛立が開始され、出席者一同による万歳三唱が式典会場に響き渡ると同時に、くす玉が割られ、真喜屋ダムの定礎を祝いました。



国営羽地大川地区 真喜屋ダム定礎式挙行 ～ダムの永久堅固と安泰を祈願～



直喜屋ダム完成予想

「真喜屋ダム」は、今年度完成予定の特定多目的
ダムで、羽地大川地区に建設される。このダムは、
羽地大川の河川改修計画の一環として、治水、灌漑、
水力発電、水供給、工業用水供給、水質改善、
水辺環境整備などの目的を有する。ダムの堤高は
約33m、堤長は約71mである。ダムの建設は、
羽地大川の治水機能の強化と、河川環境の改善
を目的としている。

ダム「羽地ダム」とともに「羽地大川地区」の水源として建設されています。真喜屋ダムの有効貯水量は百二十六万m³でその水は沖縄本島内の受益地のみならず、海を隔てて屋我地島、古宇利島へと供給されます。

定礎式当日は、前日までの風雨や台風二二二号の発生により、天候が危惧されていましたが、幸いにも薄日の差す中、沖縄総合事務局をはじめ沖縄県、受益市村である名護市、今帰仁村などの関係者約百名を集め、無事に式典を開催しました。

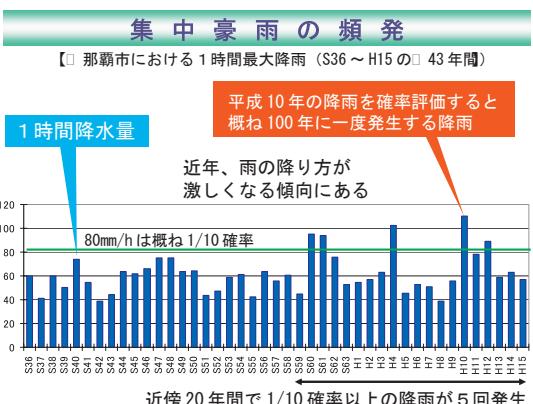
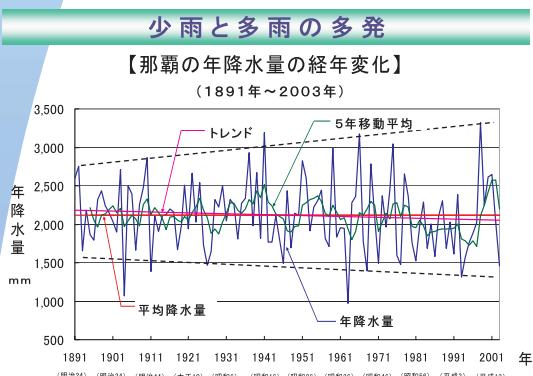
この口、定礎式に先立ち、工事関係者や地元関係者などが出席した神事も厳粛裡に執り行われました。

定礎式は、十時三十分から始まり、式辞として竹林沖繩総合事務局長から干ばつ被害の軽減、花き、野菜、果樹等の導入による高付加価値型

平成十八年度の事業完了まであと約二年半です。残された時間は少なくなつてきましたが予定通りの事業完了を目指し、沖縄総合事務局羽地大川農業水利事業所では引き続き、事業実施に邁進してまいります。

開発建設部

パネリスト	
上原□□	方成(琉球大学名誉教授)
中根□□	章(比謝川をそなせる会会长)
武内□□	孝夫(沖縄県文化環境部消防防災課課長)
大城□□	芳樹(沖縄県土木建築部河川課課長補佐)
萬徳□□	昌暉(沖縄総合事務局開発建設部技術管理官)
コーディネーター	
玉城□□	朋彦(メディア・エクスプレス代表取締役、テレビキャスター)



今年は七月の新潟・福島・福井での集中豪雨による被害など全国で大きな水害が多発し、避難情報の遅れなどの問題がマスコミでも大きく取り上げられた他、「自分の地域だけは安全だ」という危機管理の欠如などが指摘されています。

このフォーラムは、このような課題への対応を緊急的に図るべく開催されたもので、住民・学識経験者・行政(治水・消防)それぞれの代表である五人のパネリストにより、「治水・防災の現状」、「国・地方自治体・地域住民それが何をすべきか」などについて

「生命・財産を守れるか、地域の防災力を問うか、地域の防災力」をテーマに、那覇市内において開催され、当日は約二百六十名の聴講者で会場は埋め尽くされています。

このフォーラムは、このように問題がマスコミでも大きく取り上げられた他、「自分の地域だけは安全だ」という危機管理の欠如などが指摘されています。

「緊急防災フォーラム in 沖縄」開催

防災コミュニティの必要性

豪雨災害の増加(自然災害は必ず発生する。)異常気象の多発、台風の大型化

堤防整備(ハード整備)は万能ではない

自然は往々にして人間の予測を超える

ハードとソフトの両面の対策

施設整備と情報連絡・警戒避難の両面

大災害は行政の限界を超える

地域の対応が重要 → 自助・共助

だからこそ防災コミュニティが重要

平時にどう備えるべきか

自分たちの土地の特徴を知っておくこと

どのようなタイプの災害に遭うのか

どの程度の浸水になるのか

これらのいわゆる環境認識が重要

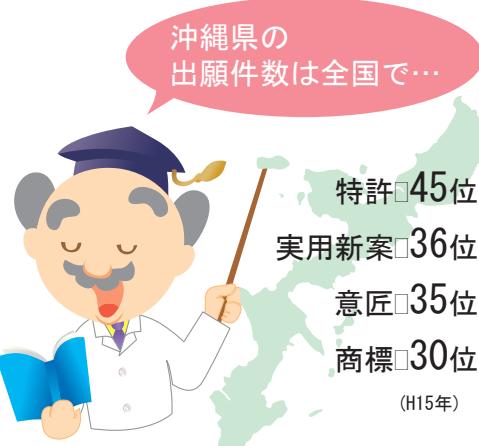
日頃からの地域防災の確立

ハザードマップ(地域ごとの浸水予測図)

整備が必要、またその他防災情報の整備

また、受け取り手がよく解かるように

経済産業部



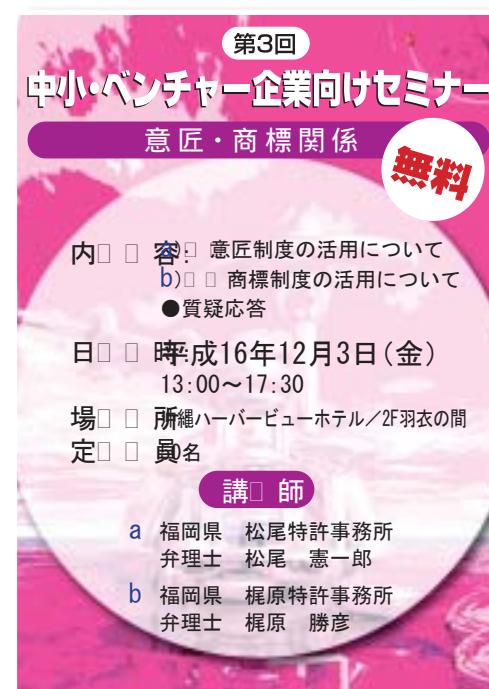
二十一世紀は、知的創造の時代といわれ、研究開発を発展させ、その成果を蓄積・有効活用することが重要な課題です。知的財産権とは、人間の幅広い知的創造活動について、その創作者に権利保護を与えるものです。

具体的には、人間の知的創造活動の成果として、独創的なアイデアである「発明」や「考案」、ユニークなデザインである「意匠」、音楽や小説、絵画などの「著作物」などがあり、それぞれが特許法・実用新案法、意匠法、著作権法によって保護されています。

一方、営業上の標識としては、事業活動を行う時に使われる名前である「商号」、活動

自己の商品やサービスを示すために用いられる「商標」(いわゆるブランド)などがあり、それぞれ商法、商標法によって保護されています。

経済産業部産業課では、経済のグロ



申込先
株式会社オーサー
TEL 098-852-0228
FAX 098-852-0238

特許流通フェア2004 in 九州・沖縄

～ビジネスチャンスのメインディッシュは知財で決まり～

沖縄会場 (基調講演、プレゼンテーション)

■開催日 平成16年12月1日(水)

am10:00～pm 5:00

■場所 沖縄産業支援センター1階101ホール
那覇市字小禄1831番地1



知的財産権セミナーを ご活用ください



農林水産部

佐良浜漁港(伊良部町)に浮桟橋が完成



伊良部町の佐良浜漁港に漁船(5トン未満)専用の浮桟橋(物揚場)が完成し、10月1日から本格的に供用が開始され、漁獲物の荷揚げ作業などの利便性が一段と向上しました。

佐良浜地区は古くからカツオ一本釣り漁業が盛んです。近年ではパヤオ(浮魚礁)を中心とした沿岸漁業及び沖合漁業である漁船漁業に加え、モズク養殖も行っています。その漁業活動の中心的役割を担っている伊良部漁港は施設の老朽化が進み、地元漁業者からは安全に漁業活動ができる漁港の整備が求められていました。

本施設は、全国的にも漁業者の高齢化が進行する中、安全かつ就労環境の向上を目的に平成15年度水産基盤整備事業により、総事業費約2億円をかけて整備された浮式タイプの係留施設で、荒天時の安全係留が可能となったほか、潮位の干満差にも対応できるなど利便性が図られることとなりました。

なお、沖縄県では今後も地元の要望を踏まえて、浮桟橋を整備していく方針であり、沖縄総合事務局農林水産部としても支援していきます。

財務部

国有地一般競争入札実施中

財務部では、未利用国有地の売却促進に積極的に取り組んでいます。

現在、平成16年度第2回国有地一般競争入札を実施しており、入札に多くの方が参加できるよう新聞広告やホームページ等で広報しています。

入札は、個人・法人どなたでも参加でき、また、入札物件は、個人住宅向け、又はアパートや事業者向けがあり、権利関係が整理されていて安心してご購入いただけます。

詳しい物件情報を載せた案内書を配布していますので、お気軽に下記までお問い合わせください。

なお、今回の入札日程等は、次のとおりとなっています。

入札の案内

入札物件: 16件

(那覇市3件、沖縄市5件、浦添市1件、豊見城市2件、宜野湾市1件、西原町1件、名護市3件)

公示日: 10月26日(火)

入札受付期間: 11月15日(月)~24日(水)

入札開札日: 11月26日(金)

今回の入札で落札に至らなかった物件については、11月30日以降、先着順申し込みにより売り出しますのでお問い合わせ下さい。

本件に関するお問い合わせ先

財務部統括国有財産管理官
(担当: 仲田・平澤)

098-866-0063

ホームページ: <http://ogb.go.jp/okizaimu/>



総務部

小池百合子沖縄及び北方対策担当大臣が就任後初来沖



小池百合子 沖縄及び北方対策担当大臣が就任後初めて10月6日から7日の日程で来沖されました。

小池大臣は、那覇空港に到着後、国立沖縄戦没者墓苑及び大臣の出身地である兵庫県の慰靈碑「のじぎくの塔」を参拝するとともに、平和の礎及び沖縄平和祈念堂の視察を行いました。その後、県庁において稻嶺沖縄県知事及び外間沖縄県議会議長と懇談を行い、懇談後宜野湾市の沖縄国際大学において米軍ヘリ墜落現場の視察、そして嘉数高台公園から普天間飛行場の視察を行いました。

翌7日には、沖縄総合事務局において、幹部に対し、「環境大臣との兼任ということで、環境という観点からも沖縄をしっかり振興していくように努めていきたい。現場主義を大切にし、その上で適切な判断を下していくべき」と表明し、「スピード感を持って現場の確かな情報をいち早く中央に伝えると同時に、課題に対して臨機応変して的確かつ適切に対処するよう努力していただきたい。」と訓示を行いました。その後、北部圏域市町村長との懇談、市町村4団体代表及び各圏域団体代表との懇談、経済団体代表等との懇談、県内マスコミ各社との懇談を行いました。そして、名護市辺野古のキャンプ・シュワブから普天間飛行場代替施設建設予定地、沖縄市泡瀬において中城湾港泡瀬地区を視察され、記者会見を行った後、帰任されました。



そのため、平成十五年度から、先進的な観光交流空間づくりをハードとソフトの事業、施策により総合的、重点的に支援する「観光交流空間づくりモデル事業」を実施しています。

平成十六年度については、申請のあった地域の中から国土交通省ホームページ上で行ったCS調査(顧客満足度調査)の結果も参考にしながら、全国で六地域が選定され、沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定され、沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

国土交通省は、観光振興を核として国内外から交流人口を拡大する地域づくりが重要なことから、街並みや暮らししぶり、地域との交流などの広がりを持ち、旅行者にとって魅力ある観光交流空間づくりを推進しています。

そのため、平成十五年度から、先進的な観光交流空間づくりをハードとソフトの事業、施策により総合的、重点的に支援する「観光交流空間づくりモデル事業」を実施しています。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。

沖縄からは宮古広域連携観光交流推進協議会が選定されました。



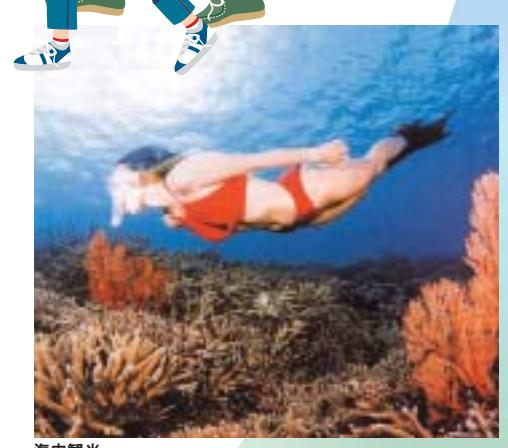
● 取り組み事例 宮古地域の取り組み

● 目標現状入込客数三十六万人(平成二十年) 目標五十万人(平成二十年)

● 実施 宮古島固有の各種交流・体験プログラム事業の展開

● 地域の主な取り組み 宮古島固有の各種交流・体験プログラム事業の展開

● 実施 宮古島「バスピート」の発行による交通機関・宿泊施設・飲料・飲食店への島内観光割引券(地域通貨)の実施



海中観光

観光交流空間モデル事業とは

地域がもつ様々な資源を最大限に活用しながら、複数の市町村にまたがる地域で、観光を軸とした良好な地域づくりと観光交流の拡大を目指す取り組み(「観光交流空間づくり」)のモデルとなる事業です。

関連リンク

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/top.htm>

「宮古広域」が選定されました。

11月11日は 公共建築の日

公共建築が、国民生活に一層密着したより良いものとなることを目指しています。

建築の基本的な構造を象徴する4本の柱のイメージと国会議事堂の完成(昭和11年11月)などから、

11月11日が「公共建築の日」となりました。

そして11月は「公共建築月間」です。

シンポジウムをはじめさまざまな行事を実施いたします。

<http://www.pba.or.jp>

行会、導示案、市行会、町・村指導、警察署・消防署、保健所、税務署、公共交通業者(タクシーやバス)、研究所、文部省など

図書館、美術館、博物館、資料館、記念館、市民ホール、音楽ホール、公園、動物園、植物園、水族館など

幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、大学、病院、体育馆、武道館、老人ホーム、公民館、青年の家、保養所、駅、自転車駐輪場など

主催:「公共建築の日」及び「公共建築月間」実行委員会

〔社〕公共建築協会 (財)建築保全センター (財)建築コスト管理システム研究所 (社)文教施設協会]

主催:国土交通省 文部科学省 法務省 全国知事会 全国市長会

(社)日本建築学会 (社)日本建築家協会 (社)日本建築士会連合会 (社)日本建築士事務所協会連合会
(社)建築業協会 (社)日本電設工業協会 (社)日本空調衛生工事業協会 (社)空気調和・衛生工学会

(社)日本設備設計事務所協会 (社)建築設備技術者協会 (社)建設電気技術協会 (社)電気設備学会

★activity★

局の動き

★各部の動きをチェック!★

運輸部

平成16年度船員労働 安全衛生月間の実施



陸上労働者に比べて発生率の高い船員の災害(陸上の約5倍)や、疾病(特に近年割合が高くなっている生活習慣病)の防止について、船舶事業者及び船員の意識を高めようと、9月を船員労働安全衛生月間とし、各種の行事を展開しました。

まず、9月1日に沖縄県水産会館において船員、船舶所有者、行政機関等多数の参加のもと船員災害防止大会が開かれ、心を新たにして、船員の災害の絶無と健康の維持を目指した日々の活動を推進していくこととする大会宣言がなされました。

この後、「海難審判制度について・裁決からみた船員の死傷事例とその対応策」の演題で門司地方海難審判理事所那覇支所及び門司地方海難審判庁那覇支所の職員による特別講演が行われました。

このほか、会場には、作業用救命衣、安全靴、救命浮環等、船員の保護具の展示場も開設され、年々機能が増している保護具に参加者らの関心が集まりました。

また、月間中は、訪船指導員が、県内各港に停泊中の船舶を訪れ、海中転落事故を防ぐための舷梯(岸壁と船舶を結ぶ梯子)の設置状況、飲用水の水質等、数十の項目についての点検指導を行いました。

開発建設部

平成16年度全国道路標識週間の実施

道路標識の充実と利用者の利便向上を図ることを目的に、平成16年10月1日～7日まで各道路管理者、公安委員会の協力のもと全国道路標識週間を実施しました。

今年の活動は、ポスター掲示、ラジオ放送、道路情報板、電光掲示板等による広報、活動でリーフレット配布、沖縄県庁1階ロビーと道の駅「許田」においてパネル展示を行いました。

わかりやすい道路案内標識を実現するため、国土交通省では本年6月に有識者からなる検討会を設け、このほど提言素案がまとめられ、道路利用者の皆様から幅広く意見を募集しました。

また、県内においても道路利用者の視点に立った案内標識の整備を目指して調整検討を行っています。

なお、「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」の詳細は、<http://www.mlit.go.jp/road/sign/kentoukai/index.html>にて掲載しています。

また、県内では道路標識・表示に関する一般の方からの意見を求めるための標識BOX(意見箱)を県内52箇所に設置しています。さらに、インターネットホームページにもコーナーを開設しています。アドレスは下記のとおりです。

<http://www.road.dc.ogb.go.jp/index.html>



経済産業部

3R推進月間における実施事業について

10月は3R(スリーアール)推進月間
Reduce(リデュース)物を大切に使う。ごみを減らそう。
Reuse(リユース)繰り返し使おう。
Recycle(リサイクル)再び資源として利用しよう。



リサイクル関係8府省^{注1}では、循環型社会の形成に向けて3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間(略称/3R推進月間)」と定め、広く国民に向けて、普及啓発活動を実施しています。

経済産業部は、3R推進月間の行事の1つとして、10月22日に第10回環境ビジネスフォーラムを開催しました。環境ビジネスフォーラムでは、3Rへの理解を深めることを目的にエコタウン事業を所管している経済産業省環境調和産業推進室 鈴木謙次郎課長補佐及びエコタウン事業の先進地である水俣市企業対策室 山村滋子主査を講師として招聘し、沖縄でのエコタウン事業の推進・展開についての講話を行いました。

また、10月22日から24日にかけて開催された第28回沖縄の産業まつりの「産学官共同技術開発コーナー(武道館)」では、日常生活における3R実践に役立つように、身近な製品を題材とした目で見て手で触って実感できる3R学習(容器包装リサイクル)教材を展示しました。

循環型社会形成のためには、国民、事業者、行政が互いに協力し、リデュース・廃棄物の発生抑制、リユース・製品・部品の再使用、リサイクル・再生資源の利用といった3R(スリーアール)の取り組みを進めていくことが重要です。

注1) 関係8府省は、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省



第21回 伝統的工芸品月間

图画・作文コンクール

图画部門



内閣府沖縄総合事務局長賞
全国賞：文部科学大臣奨励賞



題名

はた織りをするおばあさん

氏名 浦添 太志
学校名 与那城町立伊計小学校六年

作文部門



内閣府沖縄総合事務局長賞
全国賞：財団法人 伝統的工芸品産業振興協会会長賞

題名

受け継ぐ心の糸

氏名 牧志 麻美
学校名 石垣市立 石垣中学校3年

沖縄総合事務局

ホームページアドレス <http://www.ogb.go.jp>

★局報「群星」に対する「皆様の声」をお待ちしています。